

生活



春の交通安全市民総ぐるみ運動

5月11日 (金) ~20日 (日)

弱者の事故防止に重点

五月十一日から二十日までの十日間、全国一斉に春の交通安全運動が繰り広げられます。今年の重点目標は、次の三つです。

- ① 歩行者および自転車利用者、とくに子供と老人の事故防止
- ② 自動二輪車および原動機付き自転車の事故防止
- ③ 安全運転の確保とシートベルト着用の推進

期間中の行事日程

- ◎交通安全運動周知日 (十一日) 午前七時三十分~八時三十分) 市内の交通要所五か所で、パンフレットを通行人などに配り、安全運動の周知を図ります。
- ◎交通安全宣言大会 (十二日) 午後零時四十分~五十分) 総合会館広場で、交通安全の宣言をし、交通安全の意識高揚を図ります。
- ◎交通安全パレード (十二日) 正午~一時三十分) 古河総合病院から国鉄日光駅まで、パレードを行います。
- ◎老人家庭訪問指導 (十四日) 午前

昨年一年間の交通事故死者数八千七百八十三人(全国)のうち三人に一人が歩行者で、なかでも中学生以下の子供と六十歳以上のお年寄りの多いのが目立っています。また、自転車および原動機付き自転車乗車中の死者も、前年に比べてそれぞれ増えています。これらに歩行者を加えた「交通弱者」の死者は、四千七百八十二人を数え、全体の約半数を占めています。

- 前十時~午後五時) 市内の老人家庭を訪問して、交通事故防止を呼びかけながらパンフレットを配ります。
- ◎事業所立ち入り指導 (十五日) 午前十時~午後五時) 安全運転管理者のいる事業所に立ち入り、安全運転管理の実施指導を行います。
- ◎交通安全キャラバン隊 (十六日) 午前九時~午後五時) 市内をパレードし、パンフレットや風船を配りながら交通事故の防止を呼びかけます。
- ◎シートベルト・ヘルメットの着用指導と整備不良車の点検 (二十日) 午後一時~五時) 国道一二〇号線の清滝バイパスで、通過車両にパンフレットを配りシートベルトとヘルメット着用

一万、死亡事故をドライバーの運転管理の面から見ますと、酒酔い運転、無免許運転、スピード違反の「交通三悪」によるものが三三%にもなっています。

運転者の方は、交通ルールをよく守り、つねに「ゆずり合う」気持ちで忘れないようにしましょう。急がないこと、を事故防止の第一と心得てください。歩行者や自転車利用者のみならず、無理な横断や急な飛び出しは最も危険です。とくに、子供とお年寄りのいるご家庭は、交通ルールについてふだんからよく話し合っておきましょう。

- の指導を行いながら、整備不良車の点検も実施します。
- ◎「交通安全ちようちん」の掲出 (期間中) 警察署前にちようちんを掲出し夜間には照明をつけ事故防止を呼びかけます。
- ◎サイレンの吹鳴 (期間中) 午前七時に一回、市内全域でサイレンを吹鳴します。
- ◎交通事故写真展 (期間中) 交通事故の写真を、国鉄日光駅東武日光駅・市役所に展示し、事故防止を呼びかけます。
- ◎広報車による広報 (期間中) パトカーと広報車が市内全域で交通安全の広報を行います。
- ◎街頭交通指導 (期間中) 市内十二か所の交通要所で、街頭交通指導を行います。

ネズミ講は法律で禁止に

ネズミ講が全国各地にまん延し大きな社会問題となっていますがこれ以上の被害を防止するため、「無限連鎖講の防止に関する法律」が制定され、五月十一日から施行されることになりました。

この法律は、無限連鎖講(ネズミ講)の開設や運営、講への加入やその勧誘、勧誘のための場所の提供等の助長行為を全面的に禁止しています。また、違反に対しては厳しい罰則が定められています。法律施行後は、この法律によって取り締まられることとなりますが、ネズミ講の根絶には何よりも講への加入者をなくすことが必要です。法律施行後はもとより、施行前においても、国民一人ひとりが十分注意して、甘い言葉にのらないよう気をつけましょう。なお、法律施行後は、次のような罰則が科せられます。

- ① ネズミ講を開設したり、運営した者には、三年以下の懲役、または三百万円以下の罰金
- ② 職業として、講への加入を勧誘することは、一年以下の懲役、または三百万円以下の罰金
- ③ 講への加入の勧誘は、二十万以下以下の罰金